

第30回監視・影響調査専門調査会資料（平成20年7月17日）

調査の視点と今後の進め方について (新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について(仮題))

1. 調査の視点

- 新たな経済社会の潮流の中で、経済的に自立が困難な層の現状とその背景要因、並びに経済困窮がもたらす様々な問題について、男性、女性それぞれの置かれた状況の違いに着目し、男女共同参画の視点から把握、分析する。
- 特に、それらの困難が生じる背景に、男女共同参画をめぐる問題（性別役割分業意識、非中立的な制度・慣行等）が関わっていないか、という視点に留意して検討を進める。
- 調査により、以下の示唆を導き出す。
 - ・経済的な自立の困難を防ぐという意味合いにおける男女共同参画の推進の重要性
 - ・生活困難の防止及び支援における男女それぞれの置かれた状況への配慮の必要性

(視点の例)

- 家族形態の変化（母子家庭、生涯未婚の増加等）
 - ・母子家庭の貧困、子ども世代への格差の連鎖
 - ・安定した仕事に就けないために経済的に自立できない同居の未婚男女
- 雇用・就業の変化（厳しい雇用情勢、非正規雇用の増加等）
 - ・女性に多い非正規雇用（未婚の単身女性においても非正規雇用が増加）
 - ・独身無業者（ニート）における男女の状況の違い

2. 「生活困難」の捉え方について

- 「生活困難」を以下のように捉える。

自分の力だけでは乗り越えられない何らかの不利な状況（健康、教育、家庭の事情等）を抱えるために、個人あるいは世帯として経済的な自立の困難に直面している（安定的な収入が得られず生活に困っている）状態

ただし、現実にどのような対象層を設定するかは検討を要する。

(対象層の例)

- ・年間就労収入が低い水準にある母子・父子世帯

参考：年間就労収入 200 万円未満の割合（全国母子世帯等調査結果報告）

母子世帯 70.3% 父子世帯 16.1%

- ・家計の主たる担い手であるが就労収入が少ない非正規雇用者

（未婚・単身の非正規雇用者で就労収入の水準が低い者など）

- ・経済的自立が困難な若年無業者

- ・「経済的自立が困難であるためにDV被害者であっても離婚できない」など、潜在的に困難を抱える層を含む。

※高齢者は前回テーマで検討済のため明示的な対象とは設定しない。

- 上記の経済的な自立の困難に直面している層に対し、

- ・なぜ経済的な困難に陥ったのか、なぜ抜け出せないのか（背景要因）

- ・経済的な困難から派生して生じている問題は何か（派生的問題）

に注目し、特に男性、女性ならではの状況の違いに留意して、問題の所在と構造を探る。

(背景要因 (例))

- ・子育てや介護による就業の中止

- ・教育・能力開発の機会の少なさ

- ・健康面の要因（望まない妊娠・出産、心身の障害等）

- ・仕事が安定しない（自営業を含む）

- ・就業領域や仕事の質、雇用の機会や待遇をめぐる男女間の違い

- ・外国籍であること（外国人男女の置かれた状況の違い）

(派生的問題 (例))

- ・劣悪な住環境、住居の不安定

- ・社会保障制度の適用から外れる

- ・健康を害する
- ・婚姻、家族関係をめぐる問題（離婚、DV等）
- ・劣悪な就労環境への従事
- ・子どもへの影響（教育機会の少なさ、児童虐待等）
- ・高齢期の生活の不安

3. 調査の内容・方法（案）

（1）経済社会の変化がもたらす生活困難に関する全体的な状況の把握

- 経済社会の変化の中で、どのような層が経済的な自立の困難に直面しているか。その状況や背景は男女でどのように異なるか。

（分析の視点）

- ・経済的な自立に関連して、女性にとって特に厳しい状況変化が生じていないか。
- ・女性の中でも特に厳しい状況にあるのはどのような層か。
- ・問題の現れ方は、男女でどのように異なるのか。

【方法】

- ・文献調査（既存の統計・調査、相談統計等） 等

（2）経済的自立の困難に直面している女性の生活実態や背景状況に関する調査・分析（独自調査）

- 経済的自立の困難に直面している女性の生活実態、困難が生じる背景、支援ニーズは何か。
- 女性の生活困難が生じる背景に、男女共同参画をめぐる問題がどのように関係しているのか。

【方法】

- ・支援機関・団体等に対する調査

男女共同参画センター、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設、母子生活支援施設、母子自立支援員等の支援機関・団体

※調査の対象並びに方法については、ヒアリング調査を先行させつつ、アンケート調査等の実施について、その是非を含めて検討する。

（3）課題の整理、取組の在り方の検討

- 生活困難の実態を踏まえた課題（特に、女性特有の課題）の整理
- 男性、女性それぞれの状況に配慮した、生活困難の防止並びに自立促進のための方策は何か

4. 検討体制

- ・検討会を組織し、実態把握等に関する基礎的な整理・分析を行う。
- ・専門調査会では、検討会から節目ごとに報告を受け、最終的な調査審議並びに報告の取りまとめを行う。
- ・実態調査等の作業については調査会社への委託を予定

5. 当面のスケジュール（案）

7月	専門調査会で調査方針を確認
9月～	検討会の立ち上げ
	有識者ヒアリング（専門調査会と検討会の合同開催）
	検討会を主体とした調査の企画・実施